

佐賀県告示第百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十三年五月十七日

佐賀県知事 古 川 康

一 施行者の名称

多久市

二 都市計画事業の種類及び名称

多久都市計画下水道事業 多久市公共下水道

三 事業施行期間

平成十年八月二十六日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

- (一) 収用の部分
変更なし

- (二) 使用の部分

平成十年佐賀県告示第四百七十号、平成十四年佐賀県告示第二十四号及び平成十七年佐賀県告示第四百二十二号の事業地に多久市北多久町大字小侍及び大字下多久を加える。